

第8次地方分権一括法について
～子ども・子育て関係部分～
(教育・保育部会)

平成30年10月17日

▼第8次地方分権一括法

・地方分権一括法(正式名称「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)は、“提案募集方式”に基づく地方からの提案について、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

・平成30年6月27日に公布した第8次地方分権一括法では、関係する15法律(2法律重複あり)を一括で改正し、その中には、子ども・子育てに関する「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。)」及び「子ども・子育て支援法」の一部改正も含まれる。

▼第8次地方分権一括法による「子ども・子育て関係」部分の関係項目(合計3項目)

(1) 認定こども園法関係

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等
- ② 幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所と同様に一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和


(2) 子ども・子育て支援法関係

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出に見直し

▼影響内容の詳細

(1) 認定こども園法関係

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等 【施行日：H31年4月1日】

権限	都道府県	中核市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○ 	

※指定都市へは、第7次地方分権一括法により移譲済み

～本市への影響～

愛媛県の「愛媛県事務処理の特例に関する条例」により、平成28年度から既に権限移譲（幼保連携型以外の認定こども園の認定事務）が行われており、本市で「松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」を定めているため、「実質的な影響なし」。

第8次地方分権一括法について

②幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所と同様に一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和【施行日：公布の日から3月を経過した日（H30年9月26日）】

・保育所の面積基準（子ども一人当たり、乳児室1.65㎡以上、ほふく室3.3㎡以上等）は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の中で、各自治体が条例で規定する際、「従うべき基準」とされているが、特例措置の要件を満たすと、政令で定める日（平成35年3月31日）までの間、「標準」とし、独自の基準を定めることが可能。

保育所は、大都市圏を中心とした一部地域で「標準」として独自の基準設定が可能



幼保連携型認定こども園でも、保育所と同様に独自の基準設定が可能に

◆保育所での特例措置の要件(a)または(b)のいずれかに該当する場合

(a) 次のいずれにも該当する市区町村

- ・前々年の4月1日時点の待機児童が100人以上であること
- ・平均地価額が前々年の1月1日時点で三大都市圏の平均額を超えていること

(b) 次のいずれにも該当する市区町村

- ・前々年の4月1日時点の待機児童が100人以上であること
- ・平均地価額が前々年の1月1日時点で三大都市圏のうち最も地価が低い都市圏を超えていること
- ・市区町村が保育の受け皿整備のために行っている土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもなお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること

～本市への影響～

特例措置の対象外で、独自の基準設定ができないため「影響なし」(＝国の基準と同様)

※保育所についても特例措置対象外であり、国と同じ基準を条例で規定

(2) 子ども・子育て支援法関係

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出に見直し
【施行日：公布の日から3月を経過した日（H30年9月26日）】

市町村長から都道府県知事への協議が必要

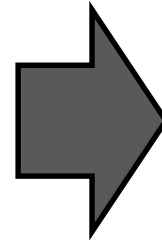


事後届出に見直し

～本市への影響～

・利用定員の決定までの流れが下記のとおり変更

- ①「松山市子ども・子育て会議」で利用定員の協議
- ②愛媛県との協議
- ③正式に利用定員決定



- ①「松山市子ども・子育て会議」で利用定員の協議
- ②正式に利用定員決定
- ③愛媛県へ利用定員を届出